省令

○厚生労働省令第百三十二号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）の施行に伴い、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号の表に次のように加える。

八　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定（以下「インド協定」という。）	収入を理由にインド年金制度（インド協定第二条2に規定する法律及び規則に基づく制度をいう。以下同じ。）に加入できない者にあっては、その旨

第七条第七号の表に次のように加える。

八　インド協定	収入を理由にインド年金制度に加入できない者にあっては、その旨

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

1　平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第二条の規定による改正前の規則（以下この項において「旧規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間を含む。次項において同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいい、旧規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間を含む。次項において同じ。）に係る次の表の上欄に掲げる規則及び旧規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

規則第三十八条第一項（規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び旧規則第三十八条第一項（旧規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第三十八条第二項（規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び旧規則第三十八条第二項（旧規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
規則第五十二条第一項（規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）及び旧規則第五十二条第一項（旧規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第五十二条第二項（規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）及び旧規則第五十二条第二項（旧規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2　前項の規定は、平成二十八年四月十五日から平成二十九年三月三十一日までの間に同項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第二百九十一号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

廃止される事務所の名称、所在地及び廃止日

事務所の名称	事務所の所在地	廃止日
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部　信越支部	長野県長野市妻科四百二十六―一	平成二十七年十月一日
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部　九州支部	熊本県熊本市中央区紺屋今町二―二十三	